省　　令

○厚生労働省令第二十六号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二百六十五万三千円」を「二百六十五万九千円」に改め、同条第二号中「百四十三万七千円」を「百三十二万五千円」に改める。

第二条第三項中「五十一円」を「五十二円」に改める。

別表第一(1)を次のように改める。

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区　分	係　数
1級地	0.073
2級地	0.072
3級地	0.071
4級地	0.070
5級地	0.069
6級地	0.067
7級地	0.065
無級地	0.064

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）の規定による市町村の地域区分による。

別表第一(2)を次のように改める。

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
Ⅰの地域10種地	0.018	Ⅱの地域10種地	0.010
Ⅰの地域9種地	0.018	Ⅱの地域9種地	0.010
Ⅰの地域8種地	0.018	Ⅱの地域8種地	0.010
Ⅰの地域7種地	0.013	Ⅱの地域7種地	0.009
Ⅰの地域6種地	0.007	Ⅱの地域6種地	0.006
Ⅰの地域5種地	0.005	Ⅱの地域5種地	0.005
Ⅰの地域4種地	0.000	Ⅱの地域4種地	0.000
Ⅰの地域3種地	0.000	Ⅱの地域3種地	0.000
Ⅰの地域2種地	0.000	Ⅱの地域2種地	0.000
Ⅰの地域1種地	0.000	Ⅱの地域1種地	0.000

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令の規定による市町村の地域区分による。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十八年度分の事務費交付金から適用する。

○厚生労働省令第二十七号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第三項、第七条の二第四項（同法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第三十条の四第六項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の十四第七項ただし書中「第七号」を「第五号」に改め、同項第一号中「法第一条の二第二項に規定する居宅等（第三十条の二十八の四第一号において「居宅等」という。）における医療の提供の推進」を「都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第三十条の七第二項第二号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築」に、「法第三十条の四第一項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画（以下単に「医療計画」という。）に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に」を「認めるものに療養病床又は」に改め、同項第二号中「へき地に設置される」を「都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な」に、「医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に」を「認めるものに療養病床又は」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、「診療所に」及び「において、」の下に「療養病床又は」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号中「診療所に」の下に「療養病床又は」を、「において、」及び「するとき又は」の下に「療養病床若しくは」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項